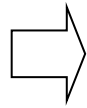


バス・タクシー事業者の皆様へ

感染症拡大防止費用の一部を補助します

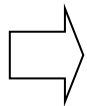
補助額 対象経費の合計額（千円未満切捨）ただし、**道路運送事業に使用している車両1台当たり** 上限1万円

対象事業者



- ◆市内に営業路線を有する路線バス事業者
- ◆市内に事業所等を有するタクシー事業者
（個人タクシー・介護タクシー含む）

対象経費



下表に例示されているような感染症拡大防止のための経費で、令和3年4月1日から申請までの間に発注、納入、支払いが完了しているものが対象です

区分	対象経費の別	品目例
消耗品等	車内の消毒、除菌に要する物品および衛生用品に係る経費	マスク、マスクホルダー、消毒液（アルコール用品、アルコールジェル、次亜塩素酸水、次亜塩素酸ナトリウム、塩化ベンザルコニウム等）、消毒液用スプレーボトル、洗剤、除菌用品（スプレー、クリーナー、シート等）、精製水、ゴム手袋、ビニール手袋
設備等	運転席と乗客の座席とを隔離する物品の購入及びその取付けに要した費用	アクリル板、透明シート等の購入及び設置費用

対象期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

申請

所定の申請書兼請求書に添付書類を添えて、下記問い合わせ・郵送先に郵送または持参してください。（申請書は市HPに掲載しています。）

申請締切：令和4年3月31日（木）（消印有効）

必要書類

- ① 交付申請書兼請求書（必ず両面刷り）※押印が必要
- ② 対象経費明細書（領収書又はレシート等の写しの貼付）
- ③ 申請に係る車両すべての車検証の写し
- ④ 通帳のコピー等振込先金融機関の口座情報が確認できる書類
- ⑤ (バス事業者) ◆営業所の所在地及び市内を運行する車両数を確認できる書類
◆一般乗合旅客自動車運送事業を行う者と証明する書類
(タクシー事業者) ◆事業所等の所在地及び保有する車両数を確認できる書類
◆一般乗用旅客自動車運送事業を行う者と証明する書類

●お問い合わせ・郵送先

〒565-0855 吹田市佐竹台 1-6-1 吹田市役所 土木部 総務交通室

電話 06-6155-3531 FAX 06-6872-1652

担当：奥村

Mail：s-koutu@city.suita.osaka.jp

FAX、Mail 等で送付いただければ、
内容を確認します！

樋原（はげはら）